

# 税務アップデート

## 四季報

第48回

「中小企業の経営資源集約化に資する税制」がスタート

「中小企業の経営資源集約化に資する税制」がスタートしました。この税制は、経営者の高齢化や新型コロナウイルス感染症の影響に対応し、中小企業の貴重な経営資源が散逸することを回避するとともに、事業再構築を含めて生産性の向上等を図るため、中小企業の貴重な経営資源を将来につないでいくことを目的に策定されました。

### 1. 中小企業M&Aの意義

#### (1) 経営資源の散逸の回避

経営者の高齢化や感染症の影響等による廃業に伴って経営資源が散逸する事態を回避する。

#### (2) 生産性向上等の実現

規模拡大等による生産性向上や、新たな日常に対応するための事業再構築等を実現する。

(3) リスクやコストを抑えた創業  
他社の経営資源を引き継いで行う、リスクやコストを抑えた創業(経営資源引継ぎ型創業)を促す。

2. 経営力向上計画に基づいてM&Aを実施した場合、3つの税制措置を活用可能

① 設備投資減税  
経営力向上計画に基づき、一定の設備を取得等した場合、投資額の10%を税額控除(※)又は全額即時償却。

② 雇用確保を促す税制  
経営力向上計画の認定を受け、経営力向上報告書を提出した上で、給与等支給総額を対前年比で2.5%以上引き上げた場合、給与等総額の増加額の25%を税額控除。

③ 準備金の積立  
青色申告書を提出する中小企業者(適用除外事業者を除く)のうち産業競争力強化法の改正法の施行日から令和6年3月31

日までの間に、事業承継等事前調査に関する事項を記載した経営力向上計画の認定を受けたものが、その認定に係る経営力向上計画に従って他の法人の株式等の取得をし、かつ、これをその日まで引き続き有している場合において、その株式等の価額の低落による損失に備えるため、その株式等の取得価額の70%以下の金額を中小企業事業再編投資損失準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額はその事業年度において損金算入できます。

3. 「中小企業者等」(租税特別措置法)

- ・ 資本金又は出資金の額が1億円以下の法人
  - ・ 資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人または個人
  - ・ 協同組合等
- ただし、大企業の子会社等に該当する場合は対象外となる等、対象は税制ごとに異なります。

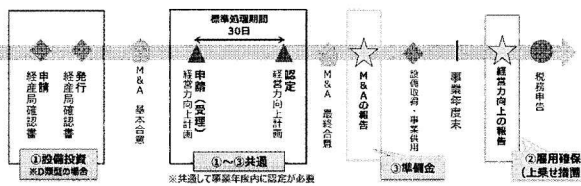
詳しくは、「中小企業税制パンフレット」をご確認ください。

#### 4. 各制度活用の流れ

① 設備投資減税、② 雇用確保を促す税制、③ 準備金の積立を活用いただくためには、左記の手続をしていただく必要があります。

(※)①②③のいずれかだけを活用いただくことも可能です。

3つの税制措置を併用する場合の申請一覽



(税理士 光廣 昌史)

あなたの経営羅針盤

# Office Mitsuhiro

株式会社オフィスミツヒロ  
光廣税務会計事務所

〒730-0801 広島市中区寺町5番20号  
TEL 082-294-5000 FAX 082-294-5007  
※申込みはHPから  
URL / http://www.office-m.co.jp/

第3回 そここが知りたかった! 税務・会計セミナー  
開催延期対応分

## 元税務署長が伝授します! 『上手な税務調査の受け方』

事業を営んでいる以上、いつかは税務調査を受けることになります。日頃からきちんとした経営・経理を行っている人でも、いざ調査となると、どのように対応したら良いか戸惑い不安になるものです。認識不足によって、思わぬ税負担を強いられたり、税務当局との思わぬトラブルを防ぐためには、税務調査に対する正しい認識と予備知識が必要となります。当セミナーでは、元税務署 署長の 上杉 浩之 氏 を講師にお迎えして、現場経験者の視点から実務に役立つ話しをして頂きますので、是非、ご参加ください。

◆日時 2021年11月9日(火) 14:00~16:00  
◆講師 上杉浩之税理士事務所 税理士 上杉 浩之 氏  
◆会場 てらまちビュー空輪(12階)  
広島市中区寺町5番20号 広島城南リバーサイド3.LLD  
※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催日時・内容・実施方法などを変更する場合がございます。

◆参加費 1,000円(税込)  
◆定員 8名  
◆お問合せ 株式会社オフィスミツヒロ 総合企画部 / 下出・和田